

長柄町浄化槽事業経営戦略

団体名 : 千葉県 長柄町

事業名 : 浄化槽整備事業

策定期日 : 令和 3年 3月

計画期間 : 令和 3年度 ~ 令和 12年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度(供用開始18年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用(令和5年度法適用予定)
処理区域内人口密度	0.34人/ha	流域下水道等への接続の有無	流域下水道等への接続 無
処理区数	農業集落排水事業区域を除く全城		
処理場数	長柄町管理合併浄化槽 592基(令和2年3月末)		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	特になし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圈構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	○下水道使用料 (消費税抜き)		
	区分	基本料金(月額)	付加料金(月額)
業務用使用料体系の概要・考え方	一般住宅(専用)	1戸当たり 1,000円	世帯1人当たり 500円
	共同・併用住宅(飲食店等)	1戸当たり 2,000円	汚水量1立方メートル当たり 150円
その他の使用料体系の概要・考え方	自治会集会所等	1戸当たり 1,000円	免除
	本町の浄化槽使用料は、基本使用料と付加料金で構成されており、上記のとおりとなっている。		
条例上の使用料*2 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載 ※1世帯3名で算出	令和元年度 2,750 円	実質的な使用料*3 (20m³あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度 3,247 円
	平成30年度 2,700 円		平成30年度 3,231 円
	平成29年度 2,700 円		平成29年度 3,136 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(3) 組織

職 員 数	令和2年4月1日 現在 4名 課長 1名、課長補佐1名、生活環境係2名
事 業 運 営 組 織	本町の下水道事業(農業集落排水事業・浄化槽整備事業)は建設環境課が所管しており、生活環境に係る業務と兼任し事務を行っている。 浄化槽整備事業特別会計での職員給与費の予算措置は、1名となっている。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽保守点検(年4回)、浄化槽清掃(年1回)をそれぞれ民間事業者へ委託している。
	イ 指定管理者制度	特になし
	ウ PPP・PFI	特になし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	特になし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	特になし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

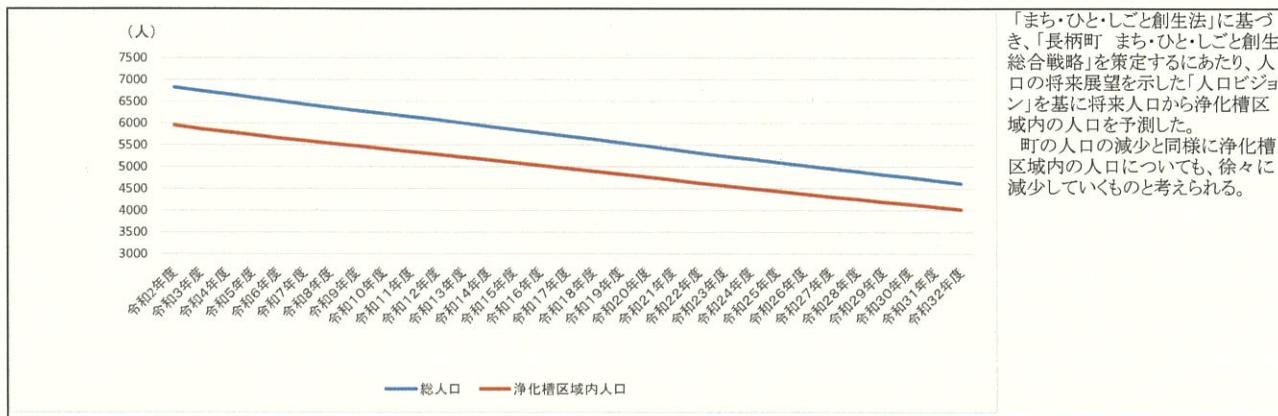
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

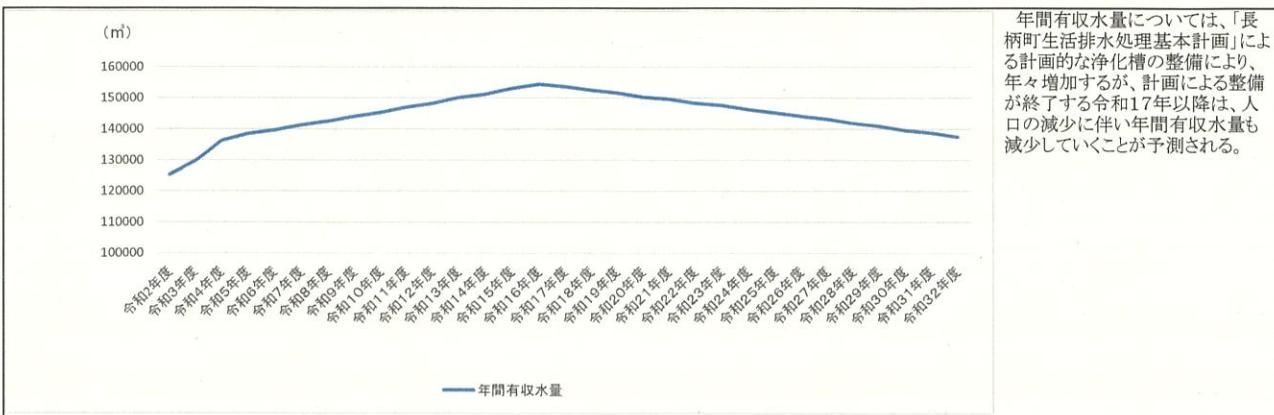
別紙「経営比較分析表」のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 处理区域内人口の予測



(2) 有収水量の予測



(3) 使用料収入の見通し

「長柄町生活排水処理基本計画」に基づく浄化槽の整備が行われているため、使用料収入は増加していくが、整備計画終了後は、人口の減少に伴い付加料金の減少していくため、令和16年をピークに緩やかな減少に転じると予測される。

(4) 施設の見通し

令和16年度まで年間15基の整備計画により、施設の増加を見込んでいる。また、既存の施設についても、保守点検により、早期に修繕箇所を発見し、適切な修繕を行うことで、施設の長寿命化をはかる。

(5) 組織の見通し

現状の人数を維持することを想定している。職員が退職や人事異動で代わった場合においても、事務が滞りなく執行できるように課内での情報の共有化を行っていく予定である。

3. 経営の基本方針

本町に流れる河川は、一宮川の上流部に位置し下流域での農業用水等の生活用水となっていることや豊富な地下水は茂原市一帯の重要な水源となっており、適切な汚水処理を行い水質の保全に努める必要がある。そのため、平成16年2月に改訂された「長柄町生活排水処理基本計画」により、農業集落排水事業地区を除く地区において、町が浄化槽を設置し、維持管理を行うことを決定し、適切な汚水処理を推進している。

今後も「長柄町生活排水処理基本計画」に基づき、合併浄化槽の普及を行い、生活雑排水の未処理世帯解消に向け、効率的かつ計画的な取り組みを推進するとともに事業の安定的な継続のため、より効率的、効果的な事業運営を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	今後10年間における建設改良費は、年間15基の整備を行い1年につき2,750万円程度を見込んでいる。
-----	--

・投資の目標に関する事項

年間15基の整備を予定しており、適切な汚水処理を推進するため、広報活動を行い事業の推進を行う。

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

宅内配管及びプロアについては、設置世帯で更新を行うものとなっている。また、浄化槽本体については、耐用年数を経過する浄化槽がないことから改良・更新を含まない。

・広域化・共同化・最適化に関する事項

農業集落排水の区域外を事業区域としており、広域化、共同化の計画はありません。

・投資の平準化に関する事項

「長柄町生活排水処理基本計画」に基づき、令和16年度まで年間15基の計画で事業を進めている。

・その他

日常保守点検において、浄化槽の状態を確認し、早期に修繕を行うことで、突発的な故障を防ぐとともに施設の長寿命化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	今後30年間における下水道使用料収入は、現在の収納率を維持することを目指す。
-----	--

・財源の目標に関する事項

徴収率を維持するため、必要に応じて納付相談や戸別訪問等を行う。

・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

設置計画による世帯数の増及び人口ビジョンにおける人口の減少に世帯員数の減を推計し基本使用料と付加使用料を算定した。

・企業債に関する事項

下水道事業債の対象事業費から特定財源(国県補助・受益者分担金)をの自己額により発行額を算定した。
新規の借り入れについては、直近の借入条件とした。(償還期間30年、据置5年、年利0.4%)

・繰入金に関する事項

特別会計による運営であることから、会計全体の収支不足額について繰入を行う。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
・職員給与費に関する事項 1名の人事費なので、昇給による影響より、人事異動による影響が大きいため、過去10年の平均値で算定した。
・動力費に関する事項 プロアに関する電気料金は、浄化槽の設置世帯で負担しているため動力費は計上していない
・修繕費に関する事項 令和3年度見込額(予算見積額)を基に推計
・薬品費に関する事項 保守管理委託内で支出しているので、委託費に関する事項で反映している
・委託費に関する事項 令和3年度見込額(予算見積額)を基に設置世帯数及び人口推移を加味し推計した。
・その他 企業債元利償還金 既発債 償還年次表に基づき各年度の所要額を積算 新規発行債 各年度の資本的収支計上額について、設定した借入条件で資産を行い、各年度の償還予定額を積算した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特になし
投資の平準化に関する事項	特になし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	設置基数の増加に伴い使用料の増加が期待できるが、「長柄町生活排水処理基本計画」による浄化槽の整備が終了後は、単独世帯の増加により使用人数の減による付加料金の減少が見込まれるため、一般会計からの繰出金を減少させるためにも必要に応じて、料金改定の検討をする。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

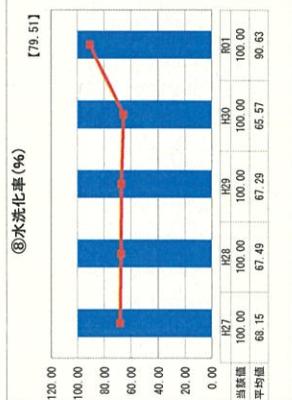
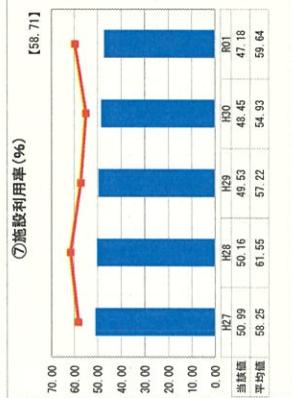
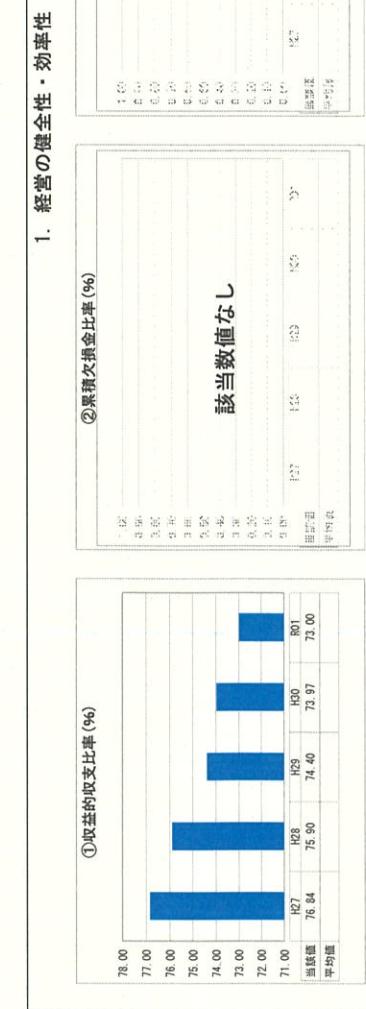
民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	特になし
動力費に関する事項	特になし
薬品費に関する事項	特になし
修繕費に関する事項	特になし
委託費に関する事項	特になし
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	令和6年度から公営企業会計を適用し、経営状態を確認する。経営戦略についても、3年程度で検証を行い5年を目途に見直しを行う。
---------------------	---

経営比較分析表（令和元年度決算）

事業者名	事業名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
千葉県 長柄町 法適用・ 資金不足比率(%)	下水道事業 自己資本構成比率(%)	特定地域生活排水処理 蓄済率(%)	K2	非設置
-	該当箇数なし	23.59	有敗算(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円) 100.00



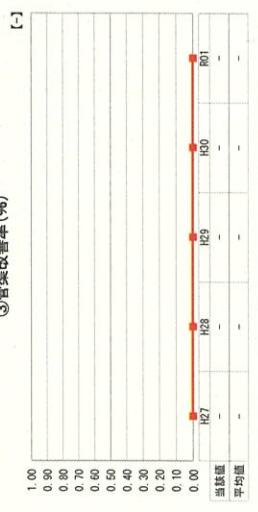
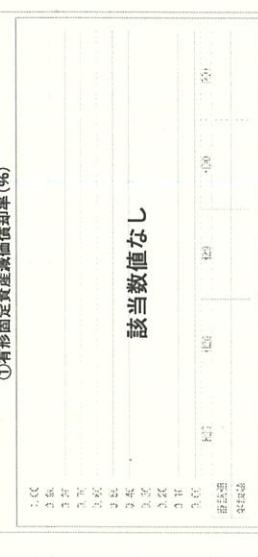
1. 経営の健全性・効率性

該当数値なし

該当数値なし

該当数値なし

2. 老朽化の状況



2. 孝析の状況について
管渠について、維持管理は個人負担であり、町に把握している。事業開始から実績は零本体について、平成16年度の年数を越えるものには無い。現在も年数を有するが前年年数を算出するものにつき、在15年目となるまでは、毎年の都度算出が見られるが、その分析は現行では行なっていない。今後必要な時に応じて作成を検討していく。

全体總括 本体的には人口減少は今後も見込まれるが、新規設立による使用人數の増と、使用水量の増加は見込まれる。また、経年劣化による修繕費の増加も見込まれる。従って、使用料金の改定等を実施し、経営改善を図っていく必要がある。

財政的財政化政策を実行する

様式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画
(収支計画)

(单位·千田 %)

**投資・財政計画
(収支計画)**

(単位:千円、%)

区分	年 度	前年度 (決算)	本年度 (見込)	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度								
					令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	(単位:千円)						
取 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	13	△ 63								
積 立 金	(K)											
前 年 度 か ら の 繰 越 金	(L)	50	63									
前 年 度 繰 上 充 用 金	(M)											
形 式 取 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	63									
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べき 財 源	(O)											
実 質 収 支 黒 字	(P)	63										
赤 字 (N)-(O)	赤字比率 $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$											
収 益 的 収 支 比 率 (A) (D)+(H)	× 100)	73	74	72	71	70						
地 方 財 政 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た (R)												
資 金 の 不 足 領												
當 営 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	18,619	18,268	19,071	19,845	20,218	20,503						
地 方 財 政 法 に よ る ((R)/(S) × 100)												
資 金 不 足 の 比 率												
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た (T)												
資 金 の 不 足 領												
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る (U)												
消 可 能 資 金 不 足 領												
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た (V)	18,619	18,268	19,071	19,845	20,218	20,503						
事 業 の 規 模												
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た ((T)/(V) × 100)												
資 金 不 足 比 率												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 方 債 残 高 (X)	256,330	252,563	248,336	243,640	238,474	232,848						
○ 他 会 計 繰 入 金												
区分	年 度	前年度 (決算)	本年度 (見込)	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	(単位:千円)						
收 益 的 収 支 分												
うち 基 準 内 繼 入 金	10,656	13,608	11,093	11,081	11,032	10,978	10,944	10,848	10,778	10,694	10,611	10,520
うち 基 準 外 繼 入 金	10,656	13,608	11,093	11,081	11,032	10,978	10,944	10,848	10,778	10,694	10,611	10,520
資 本 的 収 支 分												
うち 基 準 内 繼 入 金	17,944	21,282	19,641	20,110	20,580	21,040	21,365	21,909	22,459	23,016	23,579	24,149
うち 基 準 外 繼 入 金	17,944	21,282	19,641	20,110	20,580	21,040	21,365	21,909	22,459	23,016	23,579	24,149
合 計	28,600	34,890	30,734	31,191	31,612	32,018	32,279	32,757	33,237	33,710	34,190	34,669